

警視庁犯罪捜査共助規程

昭和32年9月1日

都公委規程第11号

警視庁の警察職員は、犯罪の捜査に関し、他の道府県警察と連絡共助を行うにあたっては、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の定めるところによらなければならない。

付 則

この規程は、昭和32年9月1日から施行する。